

第35回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年7月20日  
 告示番号 第7号  
 会議年月日 令和3年7月26日  
 会議の場所 一関市役所川崎支所 多目的室  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 藤 原 弘 子  
 局長補佐 佐 藤 正 浩  
 主 査 千 葉 久 和

本日の案件 第35回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時36分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第35回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に24番 千田 幹雄 委員、2番 渋谷 皓 委員を指名いたします。 書記には、藤原補佐、千葉主査を指名いたします。
議 長	審議に入ります。 「報告第81号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	報告第81号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和3年7月19日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から第19号までの19件、19名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」すると規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第81号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第81号の質疑を終わります。

次に、「報告第82号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長

報告第82号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第14号までの14件、28筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が10件、農業用施設の整備が4件となっております。

議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「報告第82号」の説明を終わります。</p> <p>ご質問ございませんか。</p>
19番 佐々木 栄一 委員	<p>2番、4番、5番、6番が同一地域で、面積の合計が約9,000㎡あると思いますが、この盛り土の仕方は、切って盛り土をするのか、他から搬入して盛り土するのかをお伺いします。</p> <p>さらに、そのような大面積の所有者が4名にわたっていますが、今後の利用等について報告があるのかをお聞きしたいと思います。</p>
千 葉 主 査	<p>2番、4番、5番、6番についてですが、現在この地域で道路工事を行っており、その残土をこの土地に盛ることになっております。</p> <p>利用後の経過につきましては、2番、4番、5番は登記地目のおおり、6番だけが畑になります。</p>
議 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかにございませんか。</p>
11番 石川 誠司 委員	<p>関連でございます。</p> <p>ただいまのことですが、この道路工事によって発生した土砂で盛り土するのではないかと思います。その場合の費用は、農家が払うのか、業者が無料でしてくれるのか、今後のためにそういう点まで見ていかないといけないと思いますが、参考までにわかる範囲で教えてください。</p>
千 葉 主 査	<p>詳細につきましては、把握まではしておりませんでした。</p> <p>確認のうえ、後ほど回答いたします。</p>
議 長	<p>事務局に照会の上、改めてこの会議のうちにご報告させます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>なければ、報告第82号の質疑を終わります。</p>
議 長	<p>ここで先ほどの石川委員から質問があつて保留しておりました答弁をさせます。</p>
千 葉 主 査	<p>報告第82号 農地現状変更届の報告についての、2番、4番、5番、6番について、市が費用を負担する旨、道路建設課から回答を得られましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第258号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>

議案第258号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関東地域に係る申請4件でございます。

第1号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第2号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第3号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

第4号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第5号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第6号については、譲渡人の農地が譲受人の農地の中に入り込んでおり、譲受人が自己の農地と一体で管理するため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりです。

第8号については、譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係であり、譲受人が特定遺贈により農地を取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請2件でございます。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおりです。

第10号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理できないことから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間、賃借料は記載のとおりです。

以上10件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2

議 長

22番  
佐藤 圭一 委員

項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第258号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年7月12日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、松岡委員、永畠委員、齋藤委員、三浦委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 阿部委員、遠藤委員、木村委員、菅原委員、佐々木委員、阿部委員、渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 小野寺局長、原田主査、千葉主査、千葉主事。

報告内容、第1号から第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

2番  
渋谷 皓 委員

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年7月12日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私、渋谷、農地利用最適化推進委員 千葉委員、小野寺委員、支所職員 後藤産業建設課主任。

報告内容、第5号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査をした結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響もないことから問題ないと思われま。

報告を終わります。

議 長

11番  
石川 誠司 委員

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年7月12日、月曜日、午後1時40分より、現地調査員、農業委員 私 石川、農地利用最適化推進委員 佐藤委員、菅原委員、支所職員 小野寺産業建設課主事。

報告内容、第7号から第8号について、別紙農地法第3条現地

議 長

19番  
佐々木 栄一 委員

調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上で報告を終わります。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年7月12日、月曜日、午後1時45分より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、畠山委員、私 佐々木、農地利用最適化推進委員 伊藤委員、畠山委員、菅原委員、佐藤委員、支所職員 佐々木産業建設課課長補佐、佐藤産業建設課主事。

報告内容、第9号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上でございます。

議 長

10番  
佐藤 和威治 委員  
局長 補 佐

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

5番の3条の有償移転、住所が同じですが、家族の中で金のやり取りをするということでしょうか。

共有している、外1名の方は別の住所で、その方の分の持ち分を移転するものです。

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第258号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第258号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第259号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長 補佐

議案第259号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請3件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第2号は、借受人が中古車展示場として利用するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3号は、借受人が自己住宅を建築するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請5件です。

第4号は、借受人が事務所として利用するため一時転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第5号は、借受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が農家住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第7号及び第8号は同一事業で、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第9号は、借受人が太陽光発電設備を設置するために転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は農振除外済みです。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第10号は、借受人が携帯電話基地局設置のための作業スペース

議 長  
22番  
佐藤 圭一 委員

として利用するため一時転用申請するものです。  
農地区分は、第2種農地と判断しました。  
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。  
以上、10件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。  
以上で説明を終わります。  
以上で「議案第259号」の説明を終わります。  
ただいまの説明に関連し、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。  
まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。  
一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。  
現地調査日と現地調査員は3条と同じですので割愛させていただきます。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。  
第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われます。  
第2号、申請人が中古車展示場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われます。  
第3号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われます。

議 長  
2番  
渋谷 皓 委員

以上です。  
ありがとうございました。  
次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。  
花泉地域の農地法第5条現地調査報告を行います。  
なお、現地調査日、現地調査員は3条と同じなので割愛させていただきます。  
報告内容、現地確認による調査結果を、別紙農地転用等調査書のとおり報告いたします。  
第4号、申請人が事務所を整備するものであり、事務所から発生する排水は管理者から許可を得て農業用水路へ放流することから、周辺農地に影響はないと思われます。  
第5号、申請人が太陽光発電を整備するものであり、排水は雨

議 長  
17番  
藤原 美喜男 委員

水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第6号、申請人が農家住宅を建築するものであり、排水は合併浄化槽を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第7号及び第8号、申請人が自己住宅を建築するものであり、排水は合併浄化槽を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

室根地域、農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和3年7月12日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 熊谷委員、岩淵委員、菅原委員、支所職員 小原産業建設課主任技師、土屋主任主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第9号、申請人が太陽光発電を整備するものであり、排水は雨水のみであることから、周辺農地には影響がないと思われま

す。  
以上でございます。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、調査員につきましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第10号、申請人が携帯電話無線中継基地局建設に伴う資材置場及び作業用スペースとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上でございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長  
21番  
畠山 潔 委員

第1号についてですが、自己住宅ということで併用地があるようですが、図面は畑となっていますが、こちらは5条申請はしな

議 長

くてもいいのかどうかをお聞きします。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 17 分 休憩)

(午後 2 時 23 分 再開)

議 長  
局 長 補 佐

再開いたします。

図面上では畑となっておりますが、平成 29 年に非農地判断がされており、現在の登記地目は原野となっております。

地図の更新が追いついていなかったようでございます。

議 長

よろしゅうございますか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 259 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第 259 号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第 260 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第 260 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、平成 26 年 1 月 14 日付で貸家の建築を行うため、農地法第 4 条の許可を受けて造成工事を行った後に申請人が体調を崩し、貸家の建築が困難となった土地について、承継者に譲渡し、承継者の自己住宅を建築する内容に計画変更申請するものです。

次に、花泉地域に係る申請 1 件です。

第 2 号は、令和 3 年 4 月 12 日付で賃借権による太陽光発電設備の設置が許可されている事業について、事業の安定的な継続のため、権利区分を地上権に変更申請するものです。

次に、大東地域に係る申請 1 件です。

第3号は、令和2年9月10日付で公共工事に伴う現場事務所設置のために一時転用許可を受け、令和3年3月26日付で期間延長の許可を受けていましたが、工事内容の変更により工事期間が延長となったため、再度転用期間の延長を申請するものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第260号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第260号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

満場です。

よって、「議案第260号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第261号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐

議案第261号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借権設定が9件、所有権移転が1件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が11件です。

初めに貸借権設定ですが、第1号から第4号までの4件は、花泉地域に係る申請です。

第5号から第8号までの4件は、室根地域に係る申請です。

第9号は、藤沢地域に係る申請です。

次に、所有権移転ですが、第1号は、室根地域に係る申請です。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第9号までの9件は、一関地域に係る申請です。

第10号は、室根地域に係る申請です。

第11号は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

		<p>また、以上の計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第261号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第261号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>満場です。</p> <p>よって、「議案第261号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第262号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>議案第262号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は4件で、一関地域、千厩地域、東山地域、藤沢地域の各1件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難であることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第262号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。</p> <p>まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。</p>
22番 佐藤 圭一 委員		<p>一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。</p> <p>調査日と調査員は第3条と同じですので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p>

議 長  
24番  
千田 幹雄 委員

第1号、平成13年頃からアパートの駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法適用外現地調査報告を行います。

現地調査日、令和3年7月12日、月曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員、私 千田、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡邊委員、支所職員 金野産業建設課主事。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、平成3年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和3年7月12日、午前10時10分より、現地調査員、農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、菅原委員、支所職員 中館産業建設課農林係長。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、昭和40年頃から自宅進入路として利用しており、既に農地性は失われている。

私は所用で参加できませんでしたが、農地利用最適化推進委員から問題はないと報告を受けております。

また、後日、私も確認した結果、問題ないと思われます。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の報告をいたします。

農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、調査員は3条、5条と同じですので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

議 長  
19番  
佐々木 栄一 委員

議

長

第4号、平成10年頃から建築資材置場等として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第262号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

満場です。

よって、「議案第262号」を可と決します。

議

長

以上で議案審議が終了いたしました。

第35回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後2時38分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員